

ページNo.	訂正前	訂正後	ご意見等
1	「発熱者の初期対応について」	「発熱等症状のある方の初期対応について」	
1	1. 発熱等症状のある方の初期対応について  (1) ①医療者（医師）は発熱者があった場合、できるだけ早期に抗原検査あるいはPCR検査を実施する。できれば発熱当日に実施することが望ましい。同時に、医師は鑑別診断（他の発熱の原因）を行い、他疾患に対しての治療とケアを開始する。	1. 発熱等症状のある方の初期対応について  (1) ①医療者（医師）は発熱者があった場合、できるだけ早期に抗原検査あるいはPCR検査を実施する。できれば発熱当日に実施することが望ましい。同時に、医師は鑑別診断（他の発熱の原因）を行い、他疾患に対しての治療とケアを開始する。 <b>抗原検査については、結果が陰性であれば、PCR検査を実施すること。</b> <b>※抗原検査キットは体外診断用医薬品を使用すること。</b>	通常は抗原検査を施行して陰性ならばPCRをするという段取りが通常かと思われる。
1	※抗原検査については、発熱してすぐに抗原検査をして陰性であったとしても、正確な判定ができていない場合が多いので、48時間後に再度抗原検査をする。 ※抗原検査キットは体外診断用医薬品を使用すること。	<b>削除</b>	通常は抗原検査を施行して陰性ならばPCRをするという段取りが通常かと思われる。
1,3	要介護	要介護（要支援）	
3	可能であれば、保健所から濃厚接触者の指定がある前の暫定的な対応について、専門家として意見交換に応じる。	健所は連絡のあった施設に対し、濃厚接触者の判断やクラスター発生を防ぐための助言を行う。	
3	-	保健所は令和4年7月22日以降、連絡のあった通所施設に対し、濃厚接触者の判断やクラスター発生防止の助言をしています。濃厚接触者の判断は事業者が行います。	追加
4	北区保健所は、感染リスクのある時期の事業者の接触状況の概要を聴取する。なお、保健所から指示があった場合、ケアマネジャー並びに医療・介護事業所は連携して事前準備資料（別紙1）・タイムライン（別紙2）の作成を行う。	現在、保健所は濃厚接触者の指定をしていないので削除	削除
5~6	①接触日を0日目として4日目と5日目にそれぞれ抗原検査あるいはPCR検査を実施し、陰性を確認した上で5日目より解除可能である。 例：水曜日に接触した場合、4日目の日曜日と5日目の月曜日に検査を受け、それぞれ陰性であれば5日目の月曜日に自宅待機解除。	新型コロナウイルス感染者と最後に接触のあった日または住居内で感染対策を講じた日、いずれか遅い方を0日目として5日間（6日目解除）の自宅待機が必要。 なお、抗原定性検査キット（体外診断用医薬品又は第1類医薬品）により2日目と3日目に検査を行い、陰性が確認された場合には、3日目から待機を解除することが可能。 <b>ただし、医療介護スタッフは特に、重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）と接触する可能性が高いため、7日間経過までは、自身による健康状態の確認、ハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関への不要不急の訪問をしないよう依頼する。</b>	赤字部分を新たに追記 医療介護スタッフは重症化リスクの高い方と接触する可能性が高いため、解除後の注意喚起も必要
5	(4) 職員の濃厚接触者については、保健所の指示によりPCR検査を受検する。	(4) 職員の濃厚接触者については、都の事業等を活用して自主的にPCR検査（抗原検査）を受検する。	
6	(5) 利用者の濃厚接触者については、北区保健所の指示によりPCR検査を受検する。	(5) 利用者の濃厚接触者については、北区保健所の助言によりPCR検査を受検する。「指示」⇒「助言」に変更	

ページNo.	訂正前	訂正後	ご意見等
6~7	①接触日を0日目として7日目までの自宅待機とする。 例：水曜日に接触した場合、7日目の水曜日まで自宅待機。	①新型コロナウイルス感染者と最後に接触のあった日または住居内で感染対策を講じた日、いずれか遅い方を0日目として5日間（6日目解除）の自宅待機とする。 例：水曜日に接触した場合、5日目の月曜日まで自宅待機。	
7	(7) 濃厚接触者に発熱などの症状が出た場合は、速やかにPCR検査を行う。	(7) 濃厚接触者に発熱などの症状が出た場合は、速やかにPCR検査(抗原検査)を行う。  PCR検査 ⇒ PCR検査(抗原検査) に変更	
8	(2) 医療・介護従事者は、濃厚接触者に家族がいる場合は、接触後7日目まで屋内でのマスク使用、換気、手洗い、ペーパータオルの使用、生活物品の共用の禁止などについてアドバイスする。	(2) 医療・介護従事者は、濃厚接触者に家族がいる場合は、接触後5日目まで屋内でのマスク使用、換気、手洗い、ペーパータオルの使用、生活物品の共用の禁止などについてアドバイスする。  7日目 ⇒ 5日目 に変更	
9		濃厚接触者の判断基準 濃厚接触者とは、新型コロナウイルス感染症の患者と感染可能期間（発症日から2日前）において、患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する方のことを言います。 1. 同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む） 2. 適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症患者を診察、看護もしくは介護した 3. 患者の痰や体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い 4. 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者（周囲の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断されます）	追加
10		5. その他 新型コロナウイルス感染症に関する情報は随時更新されています。東京都や関係機関と連携しながら正確な情報提供に努めますので、医療・介護従事者のみなさまも随時更新される情報に関して、正確な情報把握を心がけていただきますようお願いいたします。	追加

新型コロナウイルス感染症にかかる  
在宅療養者の自宅療養支援情報伝達マニュアル

令和4年3月14日

東京都北区在宅療養推進会議

## はじめに

新型コロナウイルス感染症による感染状況が急速に悪化する中、感染リスクを最小限に抑えるためには、医療・介護・行政の連携がととても重要です。このマニュアルには初期対応から陽性判断後、濃厚接触者の対応について各フェーズに分けて医療・介護従事者がどのような行動を取るべきか記載しています。コロナ禍において感染拡大の防止および事業を継続していくために本マニュアルをご活用ください。

なお、本マニュアルは令和4年2月7日時点の国が示す新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針を参考に作成しています。今後の感染状況を踏まえて国等の方針が見直された場合は、随時修正を加えるものとします。

## 目 次

- 1 発熱等症状のある方の発熱者の初期対応について・・・1
- 2 陽性診断時の対応について・・・3
- 3 陽性判断後の対応について・・・4
- 4 濃厚接触者への対応について・・・8

## 1. 発熱等症状のある方の発熱者の初期対応について

- (1) ①医療者（医師）は発熱者があった場合、できるだけ早期に抗原検査あるいは PCR 検査を実施する。できれば発熱当日に実施することが望ましい。同時に、医師は鑑別診断（他の発熱の原因）を行い、他疾患に対しての治療とケアを開始する。抗原検査については、結果が陰性であれば、PCR 検査を実施すること。

~~※抗原検査については、発熱してすぐに抗原検査をして陰性であったとしても、正確な判定ができていない場合が多いので、48 時間後に再度抗原検査をする。~~

※抗原検査キットは体外診断用医薬品を使用すること。

- ②医療・介護従事者は、抗原検査あるいは PCR 検査を受けることが判明した段階でケアマネジャーに連絡し、ケアマネジャーは関係事業所と情報を共有する。
- (2) 要介護（要支援）者で移動困難等の理由により迅速に抗原検査や PCR 検査が実施できない場合は、主治医等に相談し、検査の実施方法を検討する。

- (3) PCR 検査実施から結果が出るまでの間、サービス調整を行う。
- (4) ケアマネジャーは PCR 検査の結果情報を速やかに入手し、陰性の場合、ケアマネジャーから各事業所に通常のサービスにもどるように連絡調整を行う。ただし、PCR 検査の精度の観点から、体調不良が継続する場合は通所サービスなどの再開は遅らせることが望ましい。症状が持続する場合は、再検査を含めた精査を医師に依頼する。

## 2. 陽性診断時の対応について

- (1) 北区保健所は発生届があった場合、要介護（要支援）認定者か否かを確認し、要介護（要支援）認定者で介護サービスを受けている者の場合は、ケアマネジャーの事業所と担当者名を確認のうえケアマネジャーに連絡を取る。この際、介護保険以外の訪問系・通所系サービスをうけているかを確認し、障害相談支援専門員<sup>1</sup>や地域包括支援センター等の支援全体を把握している人の連絡先を確認し、同様に情報収集を行う。
- (2) 感染を診断した医療機関（区内）も、結果について患者家族に伝えるとともに、要介護（要支援）認定者の場合はケアマネジャーへ必ず報告をするよう伝える。保健所は連絡のあった施設に対し、濃厚接触者の判断やクラスター発生を防ぐための助言を行う。<sup>2</sup>~~可能であれば、保健所から濃厚接触者の指定がある前の暫定的な対応について、専門家として意見交換に応じる。~~介護保険以外の訪問系・通所系サービスをうけているかを確認し、障害相談支援専門員や地域包括支援センター等の支援全体

---

<sup>1</sup> 障害相談支援専門員…障害のある人が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障害福祉サービスなどの利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障害のある人の全般的な相談支援を行う。

<sup>2</sup> 保健所は令和4年7月22日以降、連絡のあった通所施設に対し、濃厚接触者の判断やクラスター発生防止の助言をしています。濃厚接触者の判断は事業者が行います。



を把握している人に必ず連絡をするよう伝える。

### 3. 陽性判断後の対応について

(1) 医療・介護従事者は、感染を把握したら、即座に主治医、ケアマネジャー並びに関係事業所と情報を共有する。

また、医療・介護従事者は、介護保険以外の訪問系・通所系サービスをうけている利用者の場合でも、主治医、障害相談支援専門員並びに関係事業所と情報を共有する。

~~(2) 北区保健所は、感染リスクのある時期の事業者の接触状況の概要を聴取する。なお、保健所から指示があった場合、ケアマネジャー並びに医療・介護事業所は連携して事前準備資料(別紙1)・タイムライン(別紙2)の作成を行う。~~

#### 《注意1》

土日・夜間・祝日に陽性が判明した場合に備え、日頃から連絡先等の確認をしておく。実際の対応については個別に判断する。

## 《注意 2》

①介護保険以外の関係者にも十分に注意する必要がある。

例：訪問薬剤、歯科診療、訪問栄養、その他（民生委員、社会福祉協議会、配食サービス等）

②障害、難病、小児、精神などの情報収集は障害相談支援専門員、訪問看護師を中心に情報収集を行う。

~~（3）各事業所は、北区保健所が特定した濃厚接触者、接触者の情報を把握する。~~

~~（4）職員の濃厚接触者については、都の事業等を活用して自主的北区保健所の指示によりPCR検査（抗原検査）を受検する。~~

① 新型コロナウイルス感染者と最後に接触のあった日または住居内で感染対策を講じた日、いずれか遅い方を0日目として5日間（6日目解除）の自宅待機が必要。

なお、抗原定性検査キット（体外診断用医薬品又は第1類医薬品）により2日目と3日目に検査を行い、陰性が確認された場合には、3日目から待機を解除することが可能。

ただし、医療介護スタッフは特に、重症化リスクの高い方（以下「ハイリスク者」という。）と接触する可能性が高いため、7日間

経過までは、自身による健康状態の確認、ハイリスク者が多く入所・入院する高齢者・障害児者施設や医療機関への不要不急の訪問をしないよう依頼する。

~~①接触日を0日目として4日目と5日目にそれぞれ抗原検査あるいはPCR検査を実施し、陰性を確認した上で5日目より解除可能である。~~

~~例：水曜日に接触した場合、4日目の日曜日と5日目の月曜日に検査を受け、それぞれ陰性であれば5日目の月曜日に自宅待機解除。~~

②濃厚接触者でない接触者の業務については基本的に各事業所の判断とするが、利用者、患者、職員との接触を最小限とするように配慮する。

(5) 利用者の濃厚接触者については、北区保健所の指示助言によりPCR検査を受検する。

~~①接触日を0日目として7日目までの自宅待機とする。~~

~~例：水曜日に接触した場合、7日目の水曜日まで自宅待機。~~

②濃厚接触者でない接触者については基本的に各事業所の判断とするが、利用者、患者、職員との接触を最小限とするように配慮する。

①新型コロナウイルス感染者と最後に接触のあった日または住居内で感染対策を講じた日、いずれか遅い方を0日目として5日間（6日目解除）の自宅待機とする。

例：水曜日に接触した場合、5日目の月曜日まで自宅待機。

（6）利用者が濃厚接触者と確認された通所系サービス、あるいはショートステイの事業者は、濃厚接触者になった利用者のケアマネジャーに連絡をとり、隔離期間を伝える。各利用者のケアマネジャーは、その間の介護サービスの調整を行う。

（7）濃厚接触者に発熱などの症状が出た場合は、速やかにPCR検査(抗原検査)を行う。

## 4. 濃厚接触者への対応について

- (1) 感染者の担当者（通所系サービス等の責任者）から連絡を受けた担当ケアマネジャーは、濃厚接触者の隔離期間等を確認、その間、通所系サービスやショートステイのサービスを控えるとともに、訪問系サービス等の調整をはかる。
- (2) 医療・介護従事者は、濃厚接触者に家族がいる場合は、接触後5-7日目まで屋内でのマスク使用、換気、手洗い、ペーパータオルの使用、生活物品の共用の禁止などについてアドバイスする。

## 濃厚接触者の判断基準

濃厚接触者とは、新型コロナウイルス感染症の患者と感染可能期間（発症日から2日前）において、患者が入院、宿泊療養又は自宅療養を開始するまでに接触した者のうち、次の範囲に該当する方のことを言います。

1. 同居あるいは長時間の接触（車内・航空機内等を含む）
2. 適切な感染防護なしに新型コロナウイルス感染症患者を診察、看護もしくは介護した
3. 患者の痰や体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い
4. 手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、患者と15分以上の接触があった者（周囲の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断されます）

## 5. その他

新型コロナウイルス感染症に関する情報は随時更新されています。  
東京都や関係機関と連携しながら正確な情報提供に努めますので、  
医療・介護従事者のみなさまも随時更新される情報に関して、正確  
な情報把握を心がけていただきますようお願いいたします。